

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 新たな土地改良事業を行うことを認可した件	二〇六
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件	二〇六
○ 道路の供用を開始する件	二〇九
公 告	
○ 一般競争入札を行う件	二一〇
○ 都市公園を設置する件	二一一
○ 福島県教育委員会教育長	二一一
○ 公募型プロポーザル方式により契約の候補者を選定する件	二二三

告 示

福島県告示第百三十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、小田高原土地改良区が小田高原地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、令和元年六月二十一日認可した。
 令和元年七月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第百三十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、

次のとおりである。
令和元年七月五日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 所在の不明な者の氏名
 荒海藤吾 荒海長吉 荒海幸吉 関口元三郎 後藤末吉 荒海次一郎 高橋福江
 - 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百八十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和元年七月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 佐藤高雄 津川紀雄 佐藤銀吾 玉木八重 佐藤美智子 佐藤春美 佐藤勝 佐藤 必夫 佐藤栄吾 波田野タケ 川口トモ 佐藤正博 波田野俊雄
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百九十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和元年七月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名

二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百八十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 東日本旅客鉄道株式会社 高津新吉 渡部宗太郎 高津忠 加藤留四郎 高津清次
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年福島県告示第三十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 齋藤隆夫
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百七十九号）によること。

福島県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 菅野亀吉 齊藤福寿 菅野幸三郎 菅野富治郎 目黒豊磨 伊藤徹 菅野豊治 斎藤進 菅野弥助 渡部勇藏 佐久間吉太郎 菅野正記 齊藤福太郎 伊藤慶治郎 目黒誠夫 斎藤常松 菅野房治 渡邊重太郎 渡邊大七 八巻大吉 齊藤重利 齊藤重五郎 太田眞像
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百七十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和元年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三九九号	いわき市小川町上小川字中戸渡三 七番一六地先から 双葉郡川内村大字下川内字バク五 ○一番一地先まで	令和元年七月五日

（道路計画課）

公告第58号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク画像伝送装置等機器更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年7月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク画像伝送装置等機器更新業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか179箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年7月29日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室
電話024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年7月5日(金)から同月29日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月15日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙70枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年7月23日(火)午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和元年8月21日(水)午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年8月20日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Update of the Fukushima Prefectural integrated information and telecommunications network system including its image transmission devices 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 21 August, 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 August, 2019
- (4) Contact point for the notice: Disaster Prevention Division Annex Room, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima

960-8670 Japan TEL024-521-7195

(災害対策課)

公告第五十九号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

令和元年七月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 名称

東ヶ丘公園

二 位置

南相馬市原町区橋本町二丁目、三丁目及び四丁目、牛来字出口及び字大沢、二見町二丁目、三丁目及び四丁目並びに青葉町二丁目及び四丁目地内

三 区域

別添図面のとおり

四 供用開始の期日

令和元年七月八日

(一別添図面一は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県相双建設事務所において、一般の縦覧に供する。)

(まちづくり推進課)

福島県教育委員会教育長

公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務の委託について、公募型プロポーザル方式（企画提案書、仕様条件対応報告書、見積書及び見積内訳書を公募し、当該業務にふさわしい総合的に優れた業務請負候補者を企画提案競技により選定し、随意契約の相手方とする方式）により当該業務に係る契約の候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和元年7月5日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 業務の概要

- (1) 名称 県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務
- (2) 目的及び概要 企画提案依頼書及び企画提案競技実施要領で定める各事項による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 提出書類

企画提案書、仕様条件対応報告書、見積書及び見積内訳書（以下「企画提案書等」という。）

3 企画提案書等を提出する者の資格

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該プロポーザルに係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある、各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(7)から(ウ)までに掲げる条件を全て満足している者であること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(ウ) 評価基準日（令和元年8月14日（6に示す企画提案書等の提出期限の日））に福島県から指名停止の措置を受けていないこと。

イ 共同企業体の代表者は、都道府県又は政令指定都市に対して、過去5年以内に情報系システムの構築を行い、かつ1年以上の運用保守を行った実績を有すること。

ウ 業務を担当する全ての組織にて一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO／IEC 27001））認証を取得していること又は同一財団法人のプライバシーマークの付与を受けていること。

エ 県立学校統合型校務支援システム構築・運用等業務共同体協定書を締結していること。

オ 共同企業体の代表者は、エの協定書において明示されていること。

カ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で企画提案競技に参加していないこと。

キ 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

ク その他、福島県教育委員会との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

(2) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(7)から(ウ)まで、キ及びクに掲げる資格要件を全て満足する者であること。

イ 都道府県又は政令指定都市に対して、過去5年以内に情報系システムの構築を行い、かつ1年以上の運用保守を行った実績を有すること。

ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO／IEC 27001））認証を取得している者又は同一財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

エ 共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加しない者であること。

4 企画提案依頼書等の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間は、令和元年7月5日（金）から同月11日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所は、福島県教育庁教育総務課（福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎9階）とする。

なお、福島県教育庁ホームページからダウンロードして入手することができる。

- (3) 配布方法は、電子媒体（CD-ROM）による配布とする。
- (4) 配布書類は、次のとおりとする。
- ア 企画提案依頼書
 - イ 企画提案競技実施要領
 - ウ 企画提案書等作成要領
 - エ 仕様書
- 5 参加資格の確認手続
- (1) 提出書類は、企画提案競技実施要領で定めるとおりとする。
- (2) 提出方法は、4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。
- (3) 提出期限は、令和元年7月16日（火）午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- (4) 参加資格の適否について、参加資格申請があった者へ令和元年7月18日（木）までに電子メール等により回答する。
- 6 企画提案書等の提出方法及び提出期間
- 企画提案依頼書に定める企画提案書等を令和元年8月14日（水）正午まで4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- 7 企画提案審査
- 書類審査による一次審査を行い、上位3者については、対面審査による二次審査を行う。
- 8 その他
- (1) 企画提案書の提出の無効
- プロポーザル提案者が次のいずれかに該当する場合、企画提案書は無効とする。
- ア 提出者が3に定める資格を満たしていない場合
 - イ 同一の者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
 - ウ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（企画提案書の参加資格の確認のための書類及び企画提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）
 - エ 作成様式及び企画提案書作成要領に示された条件に適合しない場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - カ 対面審査当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故、自然災害等の不測の事態が発生し、対面審査開始時刻に到着できなかった場合を除く。）
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。
- (4) 問合せ先
- 福島県教育庁教育総務課
電話 024-521-7759
メール k.kyouikusoumu@pref.fukushima.lg.jp
- 9 Summary
- (1) Subject: Request for proposals about the Construction and operation of the Fukushima Prefectural Integrated School Support System
- (2) Time-limit of the proposals: 12:00 p.m. 14 August 2019
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL: 024-521-7759 Mail: k.kyouikusoumu@pref.fukushima.lg.jp
(教育総務課)